



島根県報

平成25年4月30日（火）

号外第84号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許の内容等の事前決定 （水 産 課） 2

告 示**島根県告示第324号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、島根海区に係る海面における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日並びに申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

共同漁業の部

1 免許の内容たるべき事項及び関係地区

◎公示番号 共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町福浦及び竹崎鼻以東の森山地先

(ロ) 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線（ただし、ウ、エ間はエより鳥取県境港市、境港防波堤北側の線に沿ってウに至る。）並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1から50までの各地点を順次に結んだ線及び1の地点と50の地点とを結んだ線により囲まれた区域と、51から91までの各地点を順次に結んだ線及び51の地点と91の地点とを結んだ線により囲まれた区域を除く。

基点第1号 松江市美保関町森山竹崎鼻南端に設置した標柱

基点第2号 松江市美保関町森山、福浦界に設置した標柱

基点第3号 境港防波堤灯台の突端から0度の方向と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第1号から211度20分80メートルの点

イ 基点第2号から166度30分170メートルの点

ウ 基点第2号から166度30分の方向と境港防波堤北側の線の延長線との交点

エ 境港防波堤灯台

- | | |
|---|--|
| 1 | 高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から109度47分10秒 |
| | 2, 212.03メートルの地点 |
| 2 | 1の地点から78度41分24秒 0.62メートルの地点 |
| 3 | 2の地点から41度18分08秒 48.43メートルの地点 |
| 4 | 3の地点から41度29分06秒 26.78メートルの地点 |
| 5 | 4の地点から45度24分11秒 9.95メートルの地点 |
| 6 | 5の地点から49度40分10秒 9.69メートルの地点 |
| 7 | 6の地点から54度20分54秒 8.19メートルの地点 |

8	7の地点から57度02分03秒	7.22メートルの地点
9	8の地点から59度42分28秒	8.81メートルの地点
10	9の地点から65度20分46秒	6.24メートルの地点
11	10の地点から66度37分36秒	6.03メートルの地点
12	11の地点から68度37分46秒	50.63メートルの地点
13	12の地点から72度09分53秒	8.13メートルの地点
14	13の地点から74度19分53秒	6.17メートルの地点
15	14の地点から78度31分08秒	4.86メートルの地点
16	15の地点から80度00分52秒	0.74メートルの地点
17	16の地点から168度43分56秒	3.48メートルの地点
18	17の地点から258度16分10秒	2.59メートルの地点
19	18の地点から256度56分01秒	4.97メートルの地点
20	19の地点から255度08分55秒	4.89メートルの地点
21	20の地点から252度55分54秒	7.54メートルの地点
22	21の地点から250度23分20秒	6.67メートルの地点
23	22の地点から248度27分42秒	4.08メートルの地点
24	23の地点から247度43分44秒	9.25メートルの地点
25	24の地点から247度44分59秒	2.09メートルの地点
26	25の地点から247度43分45秒	7.91メートルの地点
27	26の地点から247度43分27秒	2.09メートルの地点
28	27の地点から247度43分45秒	7.91メートルの地点
29	28の地点から247度43分58秒	5.76メートルの地点
30	29の地点から246度48分15秒	5.08メートルの地点
31	30の地点から245度02分29秒	4.69メートルの地点
32	31の地点から243度22分19秒	4.48メートルの地点
33	32の地点から242度18分07秒	1.63メートルの地点
34	33の地点から241度04分41秒	4.91メートルの地点
35	34の地点から239度25分49秒	4.21メートルの地点
36	35の地点から238度03分50秒	3.33メートルの地点
37	36の地点から236度51分16秒	3.36メートルの地点
38	37の地点から235度38分38秒	3.37メートルの地点
39	38の地点から234度06分01秒	5.03メートルの地点
40	39の地点から232度22分21秒	4.63メートルの地点
41	40の地点から230度42分28秒	4.44メートルの地点
42	41の地点から228度57分59秒	5.19メートルの地点
43	42の地点から227度16分40秒	4.13メートルの地点
44	43の地点から225度19分14秒	6.69メートルの地点
45	44の地点から248度44分25秒	16.71メートルの地点
46	45の地点から340度41分34秒	8.66メートルの地点
47	46の地点から221度06分57秒	10.00メートルの地点
48	47の地点から221度06分54秒	20.00メートルの地点
49	48の地点から221度07分06秒	20.00メートルの地点

50	49の地点から311度07分42秒	3.09メートルの地点
51	高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から100度49分11秒 2,687.23メートルの地点	
52	51の地点から79度48分04秒	1.74メートルの地点
53	52の地点から73度02分38秒	10.24メートルの地点
54	53の地点から68度53分52秒	8.17メートルの地点
55	54の地点から63度15分41秒	11.23メートルの地点
56	55の地点から148度55分34秒	0.89メートルの地点
57	56の地点から55度34分48秒	19.73メートルの地点
58	57の地点から329度34分35秒	0.96メートルの地点
59	58の地点から54度37分10秒	45.59メートルの地点
60	59の地点から56度25分53秒	1.96メートルの地点
61	60の地点から150度40分26秒	4.72メートルの地点
62	61の地点から240度20分57秒	1.89メートルの地点
63	62の地点から239度43分11秒	1.91メートルの地点
64	63の地点から239度13分47秒	0.96メートルの地点
65	64の地点から238度33分58秒	2.68メートルの地点
66	65の地点から237度43分08秒	2.40メートルの地点
67	66の地点から236度52分52秒	2.28メートルの地点
68	67の地点から236度02分03秒	2.65メートルの地点
69	68の地点から235度11分11秒	2.24メートルの地点
70	69の地点から234度26分40秒	2.99メートルの地点
71	70の地点から234度21分42秒	17.02メートルの地点
72	71の地点から234度21分18秒	2.98メートルの地点
73	72の地点から234度21分35秒	7.01メートルの地点
74	73の地点から234度21分34秒	10.00メートルの地点
75	74の地点から234度17分13秒	3.46メートルの地点
76	75の地点から235度33分13秒	3.41メートルの地点
77	76の地点から238度00分22秒	3.65メートルの地点
78	77の地点から240度37分56秒	3.82メートルの地点
79	78の地点から243度02分07秒	3.08メートルの地点
80	79の地点から245度19分11秒	3.45メートルの地点
81	80の地点から247度16分26秒	2.12メートルの地点
82	81の地点から248度32分47秒	1.62メートルの地点
83	82の地点から249度51分55秒	2.07メートルの地点
84	83の地点から251度11分26秒	1.69メートルの地点
85	84の地点から252度30分20秒	2.12メートルの地点
86	85の地点から254度12分14秒	2.74メートルの地点
87	86の地点から256度09分14秒	2.85メートルの地点
88	87の地点から258度00分55秒	2.43メートルの地点
89	88の地点から260度00分50秒	3.33メートルの地点
90	89の地点から261度10分40秒	1.15メートルの地点

91 90の地点から351度10分37秒 3.12メートルの地点

(2) 関係地区

松江市美保関町福浦

◎公示番号 共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町美保関及び雲津地先

(7) 漁場の区域

次の基点第4号から206度の方向及び基点第5号から7度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第4号 松江市美保関町海崎鼻突端に設置した標柱

基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市美保関町美保関及び雲津

◎公示番号 共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町沖の御前島地先

(7) 漁場の区域

沖の御前島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

松江市美保関町美保関及び雲津

◎公示番号 共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦地先

(7) 漁場の区域

次の基点第5号から7度の方向及び基点第6号から5度30分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱

基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦

◎公示番号 共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦地先

(5) 漁場の区域

次の基点第6号から5度30分の方角及び基点第7号から48度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱

基点第7号 松江市美保関町、島根町界附近に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦

◎公示番号 共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野井地先

(5) 漁場の区域

次の基点第7号から48度の方角、基点第8号と基点第9号を結ぶ線及び基点第10号から24度の方角との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第7号 松江市美保関町、島根町界附近に設置した標柱

基点第8号 松江市島根町野井、野波界に設置した標柱

基点第9号 松江市島根町野井、野波界築島南西端に設置した標柱

基点第10号 松江市島根町野井、野波界築島北端に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市島根町野井

◎公示番号 共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
もずく漁業	4月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野波及び多古地先

(7) 漁場の区域

次の基点第8号と基点第9号を結ぶ線、基点第10号から24度の方向、基点第11号と基点第12号を結ぶ線及び基点第12号から321度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第8号 松江市島根町野井、野波界に設置した標柱

基点第9号 松江市島根町野井、野波界築島南西端に設置した標柱

基点第10号 松江市島根町野井、野波界築島北端に設置した標柱

基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱

基点第12号 松江市島根町野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市島根町野波及び多古

◎公示番号 共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町加賀地先

(7) 漁場の区域

次の基点第11号と基点第12号を結ぶ線、基点第12号から321度の方向及び基点第13号から310度30分の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱
 基点第12号 松江市島根町野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱
 基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市島根町加賀

◎公示番号 共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町大芦地先。ただし、松江市島根町大芦猿渡後島以西の地先を除く。

(7) 漁場の区域

次の基点第13号から310度30分の方向及び基点第19号から324度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17号、ア、イ、ウ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱
 基点第14号 松江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱
 基点第15号 松江市島根町大芦猿渡島西端に設置した標柱
 基点第16号 松江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱
 基点第17号 松江市島根町大芦沖島北東端に設置した標柱
 基点第18号 松江市島根町大芦沖島北西端に設置した標柱
 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱
 ア 基点第17号から325度の方向と基点第18号から52度の方向との交点
 イ 基点第18号から324度20メートルの点
 ウ 基点第19号から324度320メートルの点

(2) 関係地区

松江市島根町大芦

◎公示番号 共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町大芦猿渡後島以西の大芦地先

(7) 漁場の区域

次の基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17号、ア、イ、ウ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第14号 松江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱

基点第15号 松江市島根町大芦猿渡島西端に設置した標柱

基点第16号 松江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱

基点第17号 松江市島根町大芦沖島北東端に設置した標柱

基点第18号 松江市島根町大芦沖島北西端に設置した標柱

基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱

ア 基点第17号から325度の方向と基点第18号から52度の方向との交点

イ 基点第18号から324度20メートルの点

ウ 基点第19号から324度320メートルの点

(2) 関係地区

松江市島根町大芦及び鹿島町御津

◎公示番号 共第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市鹿島町御津地先

(7) 漁場の区域

次の基点第19号から324度の方向及び基点第20号から349度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第21号、ア及び基点第22号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱

基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱

基点第21号 松江市鹿島町御津大松鼻西端に設置した標柱

基点第22号 松江市鹿島町御津高鼻東側岬の北端に設置した標柱

ア 基点第21号から354度の方向と基点第22号から84度の方向との交点

(2) 関係地区

松江市鹿島町御津

◎公示番号 共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦地先

(7) 漁場の区域

次の基点第20号から349度の方向及び基点第25号から357度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域（基点第24号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。）。ただし、基点第20号、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱

基点第23号 松江市鹿島町片匂2963番地護岸から東に延びた防波堤北側基部

基点第24号 松江市鹿島町恵曇地内湊橋右岸下流側つけ根に設置した標柱

基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱

ア 湊橋下流端の線が対岸と交わる点

イ 基点第20号から349度の方向とウから86度の方向との交点

ウ 基点第23号から180度74メートルの点

(2) 関係地区

松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦

◎公示番号 共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市秋鹿町及び魚瀬町地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第25号から357度の方向及び基点第26号から辻石見通しの方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱

基点第26号 出雲市地合町地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻）に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市秋鹿町及び魚瀬町

◎公示番号 共第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第26号から辻石見通しの方向及び基点第27号から339度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿

岸島しょを含む。) から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第26号 出雲市地合町地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点(通称尾崎鼻)に設置した標柱

基点第27号 出雲市三津町、美保町界(通称犬戻し)に設置した標柱

(2) 関係地区

出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町

◎公示番号 共第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町地先

(ロ) 漁場の区域

次の基点第27号から339度の方向及び基点第28号から354度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第27号 出雲市三津町、美保町界(通称犬戻し)に設置した標柱

基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

(2) 関係地区

出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町

◎公示番号 共第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで

たこ漁業	1月1日から12月31日まで
おきあさり漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市大社町、西園町及び外園町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第28号から354度の方向及び基点第29号から279度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

(2) 関係地区

出雲市大社町、西園町及び外園町

◎公示番号 共第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	おきあさり漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市湖陵町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第29号から279度の方向及び基点第30号から300度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱

(2) 関係地区

出雲市湖陵町

◎公示番号 共第18号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで

なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで
おきあさり漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市多伎町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第30号から300度の方向及び基点第31号から329度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱

基点第31号 出雲市、大田市界源蔵塚に設置した標柱

(2) 関係地区

出雲市多伎町

◎公示番号 共第19号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市朝山町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第41号から329度の方向及びアから344度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第41号 大田市、出雲市界源蔵塚に設置した標柱

基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱

ア 基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大田市朝山町

◎公示番号 共第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
もずく漁業	4月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市波根町地先

(7) 漁場の区域

次のアから344度の方向及び基点第43号から324度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱

基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

ア 基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大田市波根町

◎公示番号 共第21号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市久手町柳瀬地先

(7) 漁場の区域

次の基点第43号から324度の方向及び基点第44号から309度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央

(2) 関係地区

大田市久手町柳瀬

◎公示番号 共第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

大田市久手町波根西（柳瀬地先を除く。）、刺鹿及び鳥井町鳥越地先

(ロ) 漁場の区域

次の基点第44号から309度の方向及び基点第45号から321度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央

基点第45号 大田市鳥井町鳥越、迫界（迫川尻）に設置した標柱

(2) 関係地区

大田市久手町波根西（柳瀬を除く。）、刺鹿及び鳥井町鳥越

◎公示番号 共第23号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

大田市鳥井町地先（同町鳥越地先を除く。）

(ロ) 漁場の区域

次の基点第45号から321度の方向及びアから314度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点第45号 大田市鳥井町鳥越、迫界（迫川尻）に設置した標柱
 基点第46号 大田市鳥井町、静間町界（善久庵山の鼻）に設置した標柱
 ア 基点第46号から134度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大田市鳥井町（同町鳥越を除く。）

◎公示番号 共第24号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市静間町地先

(7) 漁場の区域

次のアから314度の方向及び基点第47号から319度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点第46号 大田市鳥井町、静間町界（善久庵山の鼻）に設置した標柱
 基点第47号 大田市静間町、五十猛町界（鼻線岩）に設置した標柱
 ア 基点第46号から134度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大田市静間町

◎公示番号 共第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

大田市五十猛町地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第47号から319度の方向及びアから288度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第47号 大田市静間町、五十猛町界（鼻線岩）に設置した標柱

基点第48号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱

ア 基点第48号から108度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大田市五十猛町

◎公示番号 共第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

大田市仁摩町地先

(ウ) 漁場の区域

次のアから288度の方向及び基点第49号から309度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第48号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱

基点第49号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標（通称古竜明神原の鼻平場の突端）に設置した標柱

ア 基点第48号から108度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大田市仁摩町

◎公示番号 共第27号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで

もずく漁業	4月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市温泉津町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第49号から309度の方向及び基点第50号から292度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第49号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標（通称古竜明神原の鼻平場の突端）に設置した標柱

基点第50号 大田市、江津市界（通称田尻北の鼻）に設置した標柱

(2) 関係地区

大田市温泉津町

◎公示番号 共第28号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	おきあさり漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

江津市地先

(7) 漁場の区域

次の基点第50号から292度の方向及び基点第51号から322度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第52号とアを結ぶ線から上流の江の川並びに基点第53号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第50号 大田市、江津市界（通称田尻北の鼻）に設置した標柱

基点第51号 江津市波子町ウヅ川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

基点第52号 江津市渡津町江の川右岸恵比寿島西端に設置した標柱

基点第53号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱

- ア 基点第52号から231度の方向と対岸との交点
 イ 基点第53号から325度30分274メートルの点
 ウ イから317度30分10メートルの点
 エ ウから228度30分250メートルの点
 オ エから180度30分の方向と陸岸との交点

(2) 関係地区

江津市

◎公示番号 共第29号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

浜田市久代町、国分町及び下府町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第51号から322度の方向及び基点第56号から311度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第51号 江津市波子町ウヅ川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

基点第56号 浜田市下府町、生湯町界（鯛山頂上）に設置した標柱

(2) 関係地区

浜田市久代町、国分町及び下府町

◎公示番号 共第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町及び原井町地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第56号から311度の方向及び基点第57号から309度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第57号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線、点甲、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 浜田市下府町、生湯町界（鯛山頂上）に設置した標柱

基点第57号 浜田市原井町、熱田町界（道路暗渠吐出口中央）に設置した標柱

点甲 浜田市瀬戸ヶ島町、浜田漁港瀬戸ヶ島西防波堤基部標柱

ア 基点第57号から309度252メートルの点

イ アから338度580メートルの点

ウ イから39度30分458メートルの点

エ ウから276度100メートルの点

オ エから34度13メートルの点

カ オから333度230メートルの点

キ カから317度170メートルの点

ク キから342度30分18メートルの点

ケ クから71度30分60メートルの点

コ ケから53度30分方向と陸岸との交点

サ 点甲から102度40.6メートルの点

シ サから126度30分60.4メートルの点

ス シから36度30分9メートルの点

セ スから154度280メートルの点

ソ セから233度30分9.2メートルの点

タ ソから143度30分320メートルの点

チ タから187度70メートルの点

ツ チから176度30分70メートルの点

テ ツから150度30分方向と陸岸との交点

(2) 関係地区

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町及び京町

◎公示番号 共第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで

もずく漁業	4月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

浜田市熱田町、長浜町、日脚町及び治和町（テギレ島東端以東）地先

(7) 漁場の区域

次の基点第57号309度の方向及びアから321度30分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第59号とイを結ぶ線から上流の周布川並びにウから19度30分の方向及び基点第57号から309度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第57号 浜田市原井町、熱田町界（道路暗渠吐出口中央）に設置した標柱

基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

基点第59号 浜田市日脚町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱

基点第60号 浜田市長浜町桶島中央に設置した標柱

ア 基点第58号から141度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点

イ 基点第59号から163度30分の方向と対岸との交点

ウ 基点第60号から199度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

浜田市熱田町、長浜町及び日脚町

◎公示番号 共第32号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

浜田市津摩町、治和町（テギレ島東端以西）、西村町及び折居町地先

(7) 漁場の区域

次のアから321度30分の方向及び基点第61号から314度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを

含む。) から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱

ア 基点第58号から141度30分の方角と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第33号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

浜田市三隅町折居地先

(ロ) 漁場の区域

次の基点第61号から314度の方角及び基点第62号から314度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱

基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

(2) 関係地区

浜田市三隅町折居、津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第34号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見地先

(5) 漁場の区域

次の基点第62号から314度の方向及び基点第63号から329度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、浜田市三隅町湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川を除く。

基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱

(2) 関係地区

浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見

◎公示番号 共第35号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

浜田市三隅町西河内鹿島地先

(5) 漁場の区域

鹿島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見

◎公示番号 共第36号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで

あわび漁業	1月1日から12月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで
はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

益田市地先

(7) 漁場の区域

次の基点第63号から329度の方向及び基点第64号から0度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第65号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。

基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱

基点第64号 島根県、山口県界（鈿崎）に設置した標柱

基点第65号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱

ア 基点第65号から237度の方向と対岸との交点

(2) 関係地区

益田市

◎公示番号 共第37号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

益田市土田町高島地先

(7) 漁場の区域

高島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

益田市

◎公示番号 共第38号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

益田市土田町伊勢島地先

(7) 漁場の区域

伊勢島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

益田市

◎公示番号 共第39号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

益田市飯浦町三生島地先

(7) 漁場の区域

三生島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

益田市

◎公示番号 共第101号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町福浦及び竹崎鼻以東の森山地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線（ただし、ウ、エ間はエより鳥取県境港市、境港防波堤北側の線に沿ってウに至る。）並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1から50までの各地点を順次に結んだ線及び1の地点と50の地点とを結んだ線により囲まれた区域と、51から91までの各地点を順次に結んだ線及び51の地点と91の地点とを結んだ線により囲まれた区域を除く。

基点第1号 松江市美保関町森山竹崎鼻南端に設置した標柱

基点第2号 松江市美保関町森山、福浦界に設置した標柱

基点第3号 境港防波堤灯台の突端から0度の方向と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第1号から211度20分80メートルの点

イ 基点第2号から166度30分170メートルの点

ウ 基点第2号から166度30分の方向と境港防波堤北側の線の延長線との交点

エ 境港防波堤灯台

1	高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から109度47分10秒 2, 212.03メートルの地点
2	1の地点から78度41分24秒 0.62メートルの地点
3	2の地点から41度18分08秒 48.43メートルの地点
4	3の地点から41度29分06秒 26.78メートルの地点
5	4の地点から45度24分11秒 9.95メートルの地点
6	5の地点から49度40分10秒 9.69メートルの地点
7	6の地点から54度20分54秒 8.19メートルの地点
8	7の地点から57度02分03秒 7.22メートルの地点
9	8の地点から59度42分28秒 8.81メートルの地点
10	9の地点から65度20分46秒 6.24メートルの地点
11	10の地点から66度37分36秒 6.03メートルの地点
12	11の地点から68度37分46秒 50.63メートルの地点
13	12の地点から72度09分53秒 8.13メートルの地点
14	13の地点から74度19分53秒 6.17メートルの地点
15	14の地点から78度31分08秒 4.86メートルの地点
16	15の地点から80度00分52秒 0.74メートルの地点
17	16の地点から168度43分56秒 3.48メートルの地点
18	17の地点から258度16分10秒 2.59メートルの地点
19	18の地点から256度56分01秒 4.97メートルの地点
20	19の地点から255度08分55秒 4.89メートルの地点
21	20の地点から252度55分54秒 7.54メートルの地点
22	21の地点から250度23分20秒 6.67メートルの地点
23	22の地点から248度27分42秒 4.08メートルの地点
24	23の地点から247度43分44秒 9.25メートルの地点
25	24の地点から247度44分59秒 2.09メートルの地点

26	25の地点から247度43分45秒	7.91メートルの地点
27	26の地点から247度43分27秒	2.09メートルの地点
28	27の地点から247度43分45秒	7.91メートルの地点
29	28の地点から247度43分58秒	5.76メートルの地点
30	29の地点から246度48分15秒	5.08メートルの地点
31	30の地点から245度02分29秒	4.69メートルの地点
32	31の地点から243度22分19秒	4.48メートルの地点
33	32の地点から242度18分07秒	1.63メートルの地点
34	33の地点から241度04分41秒	4.91メートルの地点
35	34の地点から239度25分49秒	4.21メートルの地点
36	35の地点から238度03分50秒	3.33メートルの地点
37	36の地点から236度51分16秒	3.36メートルの地点
38	37の地点から235度38分38秒	3.37メートルの地点
39	38の地点から234度06分01秒	5.03メートルの地点
40	39の地点から232度22分21秒	4.63メートルの地点
41	40の地点から230度42分28秒	4.44メートルの地点
42	41の地点から228度57分59秒	5.19メートルの地点
43	42の地点から227度16分40秒	4.13メートルの地点
44	43の地点から225度19分14秒	6.69メートルの地点
45	44の地点から248度44分25秒	16.71メートルの地点
46	45の地点から340度41分34秒	8.66メートルの地点
47	46の地点から221度06分57秒	10.00メートルの地点
48	47の地点から221度06分54秒	20.00メートルの地点
49	48の地点から221度07分06秒	20.00メートルの地点
50	49の地点から311度07分42秒	3.09メートルの地点
51	高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から100度49分11秒 2,687.23メートルの地点	
52	51の地点から79度48分04秒	1.74メートルの地点
53	52の地点から73度02分38秒	10.24メートルの地点
54	53の地点から68度53分52秒	8.17メートルの地点
55	54の地点から63度15分41秒	11.23メートルの地点
56	55の地点から148度55分34秒	0.89メートルの地点
57	56の地点から55度34分48秒	19.73メートルの地点
58	57の地点から329度34分35秒	0.96メートルの地点
59	58の地点から54度37分10秒	45.59メートルの地点
60	59の地点から56度25分53秒	1.96メートルの地点
61	60の地点から150度40分26秒	4.72メートルの地点
62	61の地点から240度20分57秒	1.89メートルの地点
63	62の地点から239度43分11秒	1.91メートルの地点
64	63の地点から239度13分47秒	0.96メートルの地点
65	64の地点から238度33分58秒	2.68メートルの地点
66	65の地点から237度43分08秒	2.40メートルの地点

67	66の地点から236度52分52秒	2.28メートルの地点
68	67の地点から236度02分03秒	2.65メートルの地点
69	68の地点から235度11分11秒	2.24メートルの地点
70	69の地点から234度26分40秒	2.99メートルの地点
71	70の地点から234度21分42秒	17.02メートルの地点
72	71の地点から234度21分18秒	2.98メートルの地点
73	72の地点から234度21分35秒	7.01メートルの地点
74	73の地点から234度21分34秒	10.00メートルの地点
75	74の地点から234度17分13秒	3.46メートルの地点
76	75の地点から235度33分13秒	3.41メートルの地点
77	76の地点から238度00分22秒	3.65メートルの地点
78	77の地点から240度37分56秒	3.82メートルの地点
79	78の地点から243度02分07秒	3.08メートルの地点
80	79の地点から245度19分11秒	3.45メートルの地点
81	80の地点から247度16分26秒	2.12メートルの地点
82	81の地点から248度32分47秒	1.62メートルの地点
83	82の地点から249度51分55秒	2.07メートルの地点
84	83の地点から251度11分26秒	1.69メートルの地点
85	84の地点から252度30分20秒	2.12メートルの地点
86	85の地点から254度12分14秒	2.74メートルの地点
87	86の地点から256度09分14秒	2.85メートルの地点
88	87の地点から258度00分55秒	2.43メートルの地点
89	88の地点から260度00分50秒	3.33メートルの地点
90	89の地点から261度10分40秒	1.15メートルの地点
91	90の地点から351度10分37秒	3.12メートルの地点

(2) 関係地区

松江市美保関町福浦

◎公示番号 共第102号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から6月30日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町美保関及び雲津地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第4号から206度の方向及び松江市美保関町美保関、美保関灯台基部中央から44度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸2,000メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第5号から7度の方向及び美保関灯台基部中央から44度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを

む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第4号 松江市美保関町海崎鼻突端に設置した標柱

基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市美保関町美保関及び雲津

◎公示番号 共第103号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から6月30日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町沖の御前島地先

(ウ) 漁場の区域

沖の御前島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

(2) 関係地区

松江市美保関町美保関及び雲津

◎公示番号 共第104号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第5号から7度の方向及び基点第6号から5度30分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱

基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦

◎公示番号 共第105号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

とびうお固定式さし網漁業 5月1日から8月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第6号から5度30分の方向及び基点第7号から48度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱

基点第7号 松江市美保関町、島根町界附近に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦

◎公示番号 共第106号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町野井、野波及び多古地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第7号から48度の方向、基点第11号と基点第12号を結ぶ線及び基点第12号から321度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第7号 松江市美保関町、島根町界附近に設置した標柱

基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱

基点第12号 松江市島根町野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市島根町野井、野波及び多古

◎公示番号 共第107号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第11号と基点第12号を結ぶ線、基点第12号から321度の方向及び基点第13号から310度30分の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱

基点第12号 松江市島根町野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市島根町加賀

◎公示番号 共第108号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町大芦地先

(ロ) 漁場の区域

次の基点第13号から310度30分の方向及び基点第19号から324度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱

基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市島根町大芦

◎公示番号 共第109号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市鹿島町御津地先

(ロ) 漁場の区域

次の基点第19号から324度の方向及び基点第20号から349度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第21号、ア及び基点第22号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱

基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱

基点第21号 松江市鹿島町御津大松鼻西端に設置した標柱

基点第22号 松江市鹿島町御津高鼻東側岬の北端に設置した標柱

ア 基点第21号から354度の方向と基点第22号から84度の方向との交点

(2) 関係地区

松江市鹿島町御津

◎公示番号 共第110号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦地先

(7) 漁場の区域

次の基点第20号から349度の方向及び基点第25号から357度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域（基点第24号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。）ただし、基点第20号、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第20号	松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱
基点第23号	松江市鹿島町片匂2963番地護岸から東に延びた防波堤北側基部
基点第24号	松江市鹿島町恵曇地内湊橋右岸下流側つけ根に設置した標柱
基点第25号	松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱
ア	湊橋下流端の線が対岸と交わる点
イ	基点第20号から349度の方向とウから86度の方向との交点
ウ	基点第23号から180度74メートルの点

(2) 関係地区

松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦

◎公示番号 共第111号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市秋鹿町及び魚瀬町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第25号から357度の方向及び基点第26号から辻石見通しの方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第25号	松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱
基点第26号	出雲市地合町地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻）に設置した標柱

(2) 関係地区

松江市秋鹿町及び魚瀬町

◎公示番号 共第112号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第26号から辻石見通しの方向及び基点第27号から339度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第26号 出雲市地合町地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻）に設置した標柱

基点第27号 出雲市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱

(2) 関係地区

出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町

◎公示番号 共第113号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第27号から339度の方向及び基点第28号から354度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第27号 出雲市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱

基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

(2) 関係地区

出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町

◎公示番号 共第114号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	2月1日から8月31日まで

ばいかごづけ漁業

1 月 1 日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市大社町、西園町及び外園町地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第28号から354度の方向及び基点第32号から262度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第32号、ア、イ、ウ、エ及び基点第29号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

基点第32号 出雲市大社町日御碕追石鼻南西端に設置した標柱

基点第33号 出雲市大社町日御碕御立島に設置した標柱

基点第34号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端

ア 基点第32号から262度700メートルの点

イ 基点第33号から203度2,000メートルの点

ウ 基点第34号から211度2,900メートルの点

エ 基点第29号から279度3,000メートルの点

(2) 関係地区

出雲市大社町、西園町及び外園町

◎公示番号 共第115号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5 月 1 日から 8 月 31 日まで
	いかかごづけ漁業	2 月 1 日から 8 月 31 日まで
	ばいかごづけ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市湖陵町地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第29号、エ、オ及び基点第30号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱

エ 基点第29号から279度3,000メートルの点

オ 基点第30号から300度3,000メートルの点

(2) 関係地区

出雲市湖陵町

◎公示番号 共第116号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	2月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市多伎町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第30号、オ、カ、キ及び基点第31号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第30号	出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱
基点第31号	出雲市、大田市界源蔵塚に設置した標柱
基点第35号	出雲市多伎町口田儀笠取鼻北端に設置した標柱
オ	基点第30号から300度3,000メートルの点
カ	基点第35号から338度30分2,500メートルの点
キ	基点第31号から329度1,000メートルの点

(2) 関係地区

出雲市多伎町

◎公示番号 共第117号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市朝山町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第41号から329度の方向及びアから344度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第41号	大田市、出雲市界源蔵塚に設置した標柱
基点第42号	大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱
ア	基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大田市朝山町

◎公示番号 共第118号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

大田市波根町地先

(ウ) 漁場の区域

次のアから344度の方向及び基点第43号から324度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱

基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

ア 基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大田市波根町

◎公示番号 共第119号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

大田市久手町柳瀬地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第43号から324度の方向、基点第44号とアを結ぶ線及びアから324度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央

ア 基点第44号から309度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線との交点

(2) 関係地区

大田市久手町柳瀬

◎公示番号 共第120号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から11月30日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

大田市久手町波根西（柳瀬地先を除く。）、刺鹿及び鳥井町鳥越地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第44号とアを結ぶ線、アから324度の方向、基点第45号とイを結ぶ線及びイから304度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央

- 基点第45号 大田市鳥井町鳥越、迫界（迫川尻）に設置した標柱
- ア 基点第44号から309度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線との交点
- イ 基点第45号から321度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線との交点

(2) 関係地区

大田市久手町波根西（柳瀬を除く。）、刺鹿及び鳥井町鳥越

◎公示番号 共第121号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市鳥井町地先（同町鳥越地先を除く。）

(7) 漁場の区域

次の基点第45号とイを結ぶ線、イから304度の方向及びアから314度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点第45号 大田市鳥井町鳥越、迫界（迫川尻）に設置した標柱
- 基点第46号 大田市鳥井町、静間町界（善久庵山の鼻）に設置した標柱
- ア 基点第46号から134度の方向と最大高潮時海岸線との交点
- イ 基点第45号から321度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線との交点

(2) 関係地区

大田市鳥井町（同町鳥越を除く。）

◎公示番号 共第122号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市静間町地先

(7) 漁場の区域

次のアから314度の方向及び基点第47号から319度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点第46号 大田市鳥井町、静間町界（善久庵山の鼻）に設置した標柱
- 基点第47号 大田市静間町、五十猛町界（鼻線岩）に設置した標柱
- ア 基点第46号から134度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

大田市静間町

◎公示番号 共第123号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市五十猛町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第47号から319度の方向、アとイを結ぶ線及びイから304度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第47号 大田市静間町、五十猛町界（鼻線岩）に設置した標柱

基点第48号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱

ア 基点第48号から108度の方向と最大高潮時海岸線との交点

イ アから288度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線との交点

(2) 関係地区

大田市五十猛町

◎公示番号 共第124号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	1月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市仁摩町地先

(7) 漁場の区域

次のアとイを結ぶ線、イから304度の方向及び基点第49号から309度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第48号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱

基点第49号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標（通称古竜明神原の鼻平場の突端）に設置した標柱

ア 基点第48号から108度の方向と最大高潮時海岸線との交点

イ アから288度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線との交点

(2) 関係地区

大田市仁摩町

◎公示番号 共第125号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市温泉津町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第49号から309度の方向及び基点第50号から292度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第49号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標（通称古竜明神原の鼻平場の突端）に設置した標柱

基点第50号 大田市、江津市界（通称田尻北の鼻）に設置した標柱

(2) 関係地区

大田市温泉津町

◎公示番号 共第126号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

江津市地先

(7) 漁場の区域

次の基点第50号、カ、キ、ク、ケ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域。ただし、基点第52号とアを結ぶ線から上流の江の川並びに基点第53号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第50号 大田市、江津市界（通称田尻北の鼻）に設置した標柱

基点第51号 江津市波子町ウヅ川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

基点第52号 江津市渡津町江の川右岸恵比寿島西端に設置した標柱

基点第53号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱

基点第54号 江津市渡津町、江津灯台

基点第55号 江津市波子町大崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第52号から231度の方向と対岸との交点

イ 基点第53号から325度30分274メートルの点

ウ イから317度30分10メートルの点

エ ウから228度30分250メートルの点

オ エから180度30分の方向と陸岸との交点

カ 基点第50号から292度2,500メートルの点

- キ 基点第54号から315度1,000メートルの点
ク 基点第55号から322度1,000メートルの点
ケ 基点第51号から322度1,000メートルの点

(2) 関係地区

江津市

◎公示番号 共第127号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで

(イ) 漁場の位置

浜田市久代町、国分町及び下府町地先

(ロ) 漁場の区域

次の基点第51号から322度の方向及び基点第56号から311度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点代51号 江津市波子町ウヅ川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

基点第56号 浜田市下府町、生湯町界（鯛山頂上）に設置した標柱

(2) 関係地区

浜田市久代町、国分町及び下府町

◎公示番号 共第128号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町及び原井町地先

(ロ) 漁場の区域

次の基点第56号から311度の方向、基点第57号、ア及びイを順次に結んだ線並びにイから314度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第57号、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスを順次に結んだ線、点甲、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 浜田市下府町、生湯町界（鯛山頂上）に設置した標柱

基点第57号 浜田市原井町、熱田町界（道路暗渠吹出口中央）に設置した標柱

点甲 浜田市瀬戸ヶ島町、浜田漁港瀬戸ヶ島西防波堤基部標柱

ア 基点第57号から309度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から500メートルの線との交点

イ アから284度の方向と大崎鼻北東端と矢筈島北西端を結ぶ線との交点

ウ 基点第57号から309度252メートルの点

エ ウから338度722メートルの点

オ	エから62度30分195メートルの点
カ	オから333度68メートルの点
キ	カから62度30分90メートルの点
ク	キから34度60メートルの点
ケ	クから333度230メートルの点
コ	ケから317度170メートルの点
サ	コから342度30分18メートルの点
シ	サから71度30分60メートルの点
ス	シから53度30分の方向と陸岸との交点
セ	点甲から102度40.6メートルの点
ソ	セから126度30分60.4メートルの点
タ	ソから36度30分9メートルの点
チ	タから154度280メートルの点
ツ	チから233度30分9.2メートルの点
テ	ツから143度30分320メートルの点
ト	テから187度70メートルの点
ナ	トから176度30分70メートルの点
ニ	ナから150度30分の方向と陸岸との交点

(2) 関係地区

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町及び京町

◎公示番号 共第129号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで

(イ) 漁場の位置

浜田市熱田町、長浜町、日脚町及び治和町（テギレ島東端以東）地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第57号から309度の方向、エから284度の方向、カから314度の方向及びアから321度30分の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第59号とイを結ぶ線から上流の周布川及び基点第57号、エ、オ及びウを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第57号 浜田市原井町、熱田町界（道路暗渠吐出口中央）に設置した標柱

基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

基点第59号 浜田市日脚町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱

基点第60号 浜田市長浜町桶島中央に設置した標柱

ア 基点第58号から141度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点

イ 基点第59号から163度30分の方向と対岸との交点

ウ 基点第60号から199度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点

エ 基点第57号から309度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線

との交点

オ エから284度の方向とウから19度30分の方向との交点

カ エから284度の方向と大崎鼻北端と矢筈島北西端とを結ぶ線との交点

(2) 関係地区

浜田市熱田町、長浜町及び日脚町

◎公示番号 共第130号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

浜田市津摩町、治和町（テギレ島東端以西）、西村町及び折居町地先

(ウ) 漁場の区域

次のアから321度30分の方向及び基点第61号から314度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱

ア 基点第58号から141度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点

(2) 関係地区

浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第131号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

浜田市三隅町折居地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第61号から314度の方向及び基点第62号から314度の二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱

基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

(2) 関係地区

浜田市三隅町折居、津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第132号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで

(4) 漁場の位置

浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見地先

(7) 漁場の区域

次の基点第62号から314度の方向及び基点第63号から329度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、浜田市三隅町湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川を除く。

基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱

(2) 関係地区

浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見

◎公示番号 共第133号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

益田市地先

(7) 漁場の区域

次の基点第63号から329度の方向並びに基点第66号から240度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第66号、イ、ウ、エ及び基点第64号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第65号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。

基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱

基点第64号 島根県、山口県界（鈿崎）設置した標柱

基点第65号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱

基点第66号 益田市西平原町魚待鼻突端に設置した標柱

ア 基点第65号から237度の方向と対岸との交点

イ 基点第66号から240度1,000メートルの点

ウ 基点第66号と益田市飯浦町、飯浦漁港灯台とを結んだ線と益田市遠田町鵜ノ鼻突端とエとを結んだ線との交点

エ 基点第64号から0度1,500メートルの点

(2) 関係地区

益田市

◎公示番号 共第134号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

益田市土田町高島地先

(7) 漁場の区域

高島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域

(2) 関係地区

益田市

◎公示番号 共第151号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	たい、いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市大社町、西園町及び外園町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ及び基点第29号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第29号	出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱
基点第32号	出雲市大社町日御碕迫石鼻南西端に設置した標柱
基点第33号	出雲市大社町日御碕御立島に設置した標柱
基点第34号	出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端
ア	基点第32号から262度700メートルの点
イ	基点第33号から203度2,000メートルの点
ウ	基点第34号から211度2,900メートルの点
エ	基点第29号から279度3,000メートルの点

(2) 関係地区

出雲市大社町、西園町及び外園町

◎公示番号 共第152号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	たい、いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市湖陵町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第29号、エ、オ及び基点第30号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第29号	出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱
基点第30号	出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱
エ	基点第29号から279度3,000メートルの点

オ 基点第30号から300度3,000メートルの点

(2) 関係地区

出雲市湖陵町

◎公示番号 共第153号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	たい、いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市多伎町地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第30号、オ、カ、キ及び基点第31号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱
 基点第31号 出雲市、大田市界源蔵塚に設置した標柱
 基点第35号 出雲市多伎町口田儀笠取鼻北端に設置した標柱
 オ 基点第30号から300度3,000メートルの点
 カ 基点第35号から338度30分2,500メートルの点
 キ 基点第31号から329度1,000メートルの点

(2) 関係地区

出雲市多伎町

◎公示番号 共第154号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	たい、いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

江津市地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第50号、カ、キ、ク、ケ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域。ただし、基点第52号とアを結ぶ線から上流の江の川並びに基点第53号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第50号 大田市、江津市界（通称田尻北の鼻）に設置した標柱
 基点第51号 江津市波子町ウヅ川と浜田市久代町曲川との間に設置した標柱
 基点第52号 江津市渡津町江の川右岸恵比須島西端に設置した標柱
 基点第53号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱
 基点第54号 江津市渡津町、江津灯台
 基点第55号 江津市波子町大崎鼻北端に設置した標柱
 ア 基点第52号から231度の方向と対岸との交点
 イ 基点第53号から325度30分274メートルの点
 ウ イから317度30分10メートルの点
 エ ウから228度30分250メートルの点

オ	エから180度30分の方向と陸岸との交点
カ	基点第50号から292度3,000メートルの点
キ	基点第54号から315度2,000メートルの点
ク	基点第55号から322度1,000メートルの点
ケ	基点第51号から322度1,300メートルの点

(2) 関係地区

江津市

◎公示番号 共第155号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	たい、いわし地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

益田市地先

(7) 漁場の区域

次の基点第63号から329度の方向及び基点第66号から240度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第66号、イ、ウ、エ及び基点第64号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第65号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。

基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱

基点第64号 島根県、山口県界（鈿崎）に設置した標柱

基点第65号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱

基点第66号 益田市西平原町魚待鼻突端に設置した標柱

ア 基点第65号から237度の方向と対策との交点

イ 基点第66号から240度1,000メートルの点

ウ 基点第66号と益田市飯浦町、飯浦漁港灯台とを結んだ線と益田市遠田町鶴ノ鼻突端とエとを結んだ線との交点

エ 基点第64号から0度1,500メートルの点

(2) 関係地区

益田市

2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成25年9月1日

(2) 申請期間 平成25年5月1日から同年7月12日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 制限又は条件

(1) 公示番号共第102号、共第104号及び共第106号から共第111号までに係るもの

ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にななければならない。

(2) 公示番号共第101号から共第127号、共第129号及び共第131号から共第134号までに係るもの

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、

網丈100掛以内及び網目 6 センチメートル以上にしなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

定置漁業の部

1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

◎公示番号 定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町美保関早見ガ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第101号	松江市美保関町美保関早見ガ鼻北端
ア	基点第101号から315度70メートルの点
イ	アの点から110度400メートルの点
ウ	基点第101号から45度970メートルの点
エ	基点第101号から354度750メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町美保関及び雲津

◎公示番号 定第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町七類九島高西ノ浜地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第102号	松江市美保関町七類九島高西の鼻に設置した標柱
ア	基点第102号から13度30メートルの点
イ	基点第102号から20度950メートルの点
ウ	基点第102号から322度910メートルの点
エ	基点第102号から260度170メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

◎公示番号 定第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江大崎鼻地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第103号 松江市美保関町片江宮磯の鼻に設置した標柱

ア 基点第103号から0度50メートルの点

イ 基点第103号から23度770メートルの点

ウ 基点第103号から327度835メートルの点

エ 基点第103号から288度160メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町片江

◎公示番号 定第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦津ノ和鼻地先

(7) 漁場の区域

次の基点第104号、ア、イ、ウ及び基点第104号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第104号 松江市美保関町笠浦津ノ和鼻東端に設置した標柱

ア 基点第104号から150度30分230メートルの点

イ 基点第104号から75度1,300メートルの点

ウ 基点第104号から50度1,250メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町笠浦及び千酌

◎公示番号 定第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

(7) 漁場の区域

次の基点第105号、ア、イ及び基点第105号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

ア 基点第105号から150度405メートルの点

イ 基点第105号から97度30分405メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

◎公示番号 定第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

ア	基点第105号から150度405メートルの点
イ	基点第105号から130度20分510メートルの点
ウ	基点第105号から85度780メートルの点
エ	基点第105号から52度30分500メートルの点
オ	基点第105号から57度350メートルの点
カ	基点第105号から97度30分405メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

◎公示番号 定第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町多古、多古鼻地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第107号 松江市島根町多古ミョウタン鼻に設置した標柱

ア	基点第107号から257度30分70メートルの点
イ	基点第107号から268度900メートルの点
ウ	基点第107号から234度900メートルの点
エ	基点第107号から234度70メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町多古及び野波

◎公示番号 定第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町加賀馬島地先

(7) 漁場の区域

次の基点第108号、ア、イ、ウ及び基点第108号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第108号 松江市島根町加賀馬島西ノ鼻に設置した標柱

ア	基点第108号から335度750メートルの点
---	------------------------

イ 基点第108号から280度750メートルの点

ウ 基点第108号から210度100メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野波

◎公示番号 定第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市鹿島町御津地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第110号、ア、イ、ウ及び基点第110号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第110号 松江市鹿島町御津幕島に設置した標柱

ア 基点第110号から326度1,100メートルの点

イ 基点第110号から293度1,240メートルの点

ウ 基点第110号から222度400メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町御津

◎公示番号 定第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第112号、ア、イ、ウ、エ及び基点第112号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第112号 松江市鹿島町手結ネタキ鼻北端に設置した標柱

ア 基点第112号から70度350メートルの点

イ 基点第112号から19度850メートルの点

ウ 基点第112号から330度650メートルの点

エ 基点第112号から260度140メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町手結

◎公示番号 定第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市美保町地先

(7) 漁場の区域

次の基点第115号、ア、イ及び基点第115号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第115号 出雲市美保町天狗島に設置した標柱

ア 基点第115号から351度1,000メートルの点

イ 基点第115号から325度1,100メートルの点

(2) 地元地区

出雲市美保町

◎公示番号 定第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市塩津町地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第116号 出雲市塩津町、船守神社裏通称青石に設置した標柱

ア 基点第116号から280度395メートルの点

イ 基点第116号から354度30分1,115メートルの点

ウ 基点第116号から319度40分1,210メートルの点

エ 基点第116号から264度663メートルの点

(2) 地元地区

出雲市塩津町

◎公示番号 定第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市十六島町水尻地先

(7) 漁場の区域

次の基点第117号、ア、イ、ウ、エ及び基点第117号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第117号 出雲市十六島町水尻地先サカヤ島に設置した標柱

ア 基点第117号から279度450メートルの点

イ 基点第117号から269度600メートルの点

ウ 基点第117号から210度600メートルの点

エ 基点第117号から160度200メートルの点

(2) 地元地区

出雲市十六島町

◎公示番号 定第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市大社町杵築西湊原地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第118号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端

ア 基点第118号から196度2,463メートルの点

イ 基点第118号から209度2,544メートルの点

ウ 基点第118号から222度2,818メートルの点

エ 基点第118号から219度3,075メートルの点

オ 基点第118号から208度2,818メートルの点

(2) 地元地区

出雲市大社町

◎公示番号 定第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市多伎町小田小田西地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第119号 出雲市多伎町小田小田西、小田漁港西防波堤の港内灯

ア 基点第119号から4度3,080メートルの点

イ 基点第119号から352度4,425メートルの点

ウ 基点第119号から341度3,760メートルの点

エ 基点第119号から354度2,610メートルの点

(2) 地元地区

出雲市多伎町

◎公示番号 定第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

大田市温泉津町湯里地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第131号 大田市温泉津町湯里大津ヶ崎北端に設置した標柱

ア 基点第131号から320度30メートルの点

イ 基点第131号から320度1,000メートルの点

ウ 基点第131号から293度30分1,000メートルの点

(2) 地元地区

大田市温泉津町湯里

◎公示番号 定第32号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

江津市嘉久志町地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第132号 江津市嘉久志町新川河口左岸護岸東端に設置した標柱

ア 基点第132号から308度300メートルの点

イ アから337度1,750メートルの点

ウ アから300度1,750メートルの点

(2) 地元地区

江津市嘉久志町

◎公示番号 定第33号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

浜田市外ノ浦町地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第133号 浜田市外ノ浦町大桂島西側に設置した標柱

ア 基点第133号から190度120メートルの点

イ 基点第133号から293度30分845メートルの点

ウ 基点第133号から344度900メートルの点

(2) 地元地区

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、瀬戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町、京町及び元浜町

◎公示番号 定第34号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

浜田市折居町地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第134号 浜田市折居町、折居漁港西防波堤角

ア 基点第134号から308度45分500メートルの点

イ 基点第134号から308度45分1,100メートルの点

ウ 基点第134号から333度36分1,100メートルの点

エ 基点第134号から333度36分500メートルの点

(2) 地元地区

浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 定第35号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

益田市高津町地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第135号 益田市高津町、春日神社鳥居中央

ア 基点第135号から8度30分1,150メートルの点

イ 基点第135号から22度3,000メートルの点

ウ 基点第135号から1度2,570メートルの点

(2) 地元地区

益田市高津町

2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成25年9月1日

(2) 申請期間 平成25年5月1日から同年7月12日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

区画漁業の部

1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

◎公示番号 区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町七類地先

(7) 漁場の区域

次の基点第301号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第301号 松江市美保関町諸喰釣鉾山北端に設置した標柱

基点第302号 松江市美保関町諸喰青木島禿ラガ前南端

基点第303号 松江市美保関町七類、七類港沖防波堤南端

ア 基点第301号から0度の方向とイと基点第302号を結んだ線との交点

イ 基点第303号から350度150メートルの点

ウ 基点第303号から170度の方向と対岸との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

◎公示番号 区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町七類地先

(7) 漁場の区域

次の基点第305号と基点第306号を結んだ線及び基点第307号と基点第308号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第305号 松江市美保関町七類九島伝馬前に設置した標柱

基点第306号 松江市美保関町七類角田松南端に設置した標柱

基点第307号 松江市美保関町七類九島南西端に設置した標柱

基点第308号 松江市美保関町七類尾戸東端に設置した標柱

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

◎公示番号 区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町七類地先

(7) 漁場の区域

次の基点第309号、基点第310号、基点第311号、ア及び基点第312号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第309号 松江市美保関町七類若松ビシャ島に設置した標柱

基点第310号 松江市美保関町七類大黒島西端に設置した標柱

基点第311号 松江市美保関町七類小黒島北端に設置した標柱

基点第312号 松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱

基点第313号 松江市美保関町片江殿浦に設置した標柱

ア 基点第311号と基点第313号を結ぶ線と基点第312号から347度の方向との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

◎公示番号 区第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第312号、ア、基点第314号、基点第315号、基点第316号及び基点第317号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第312号	松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱	
基点第314号	松江市美保関町片江シャクリ島に設置した標柱	
基点第315号	松江市美保関町片江中島東端に設置した標柱	
基点第316号	松江市美保関町片江中島南端に設置した標柱	
基点第317号	松江市美保関町片江大崎通称赤島南端に設置した標柱	
基点第318号	松江市美保関町片江大崎東端に設置した標柱	
ア	基点第312号から347度の方向と基点第314号及び基点第318号を見通した線との交点	

(2) 地元地区

松江市美保関町片江

◎公示番号 区第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第319号、ア及び基点第320号の各点を順次に結んだ線、基点第321号と基点第322号を結んだ線、並びに基点第323号と基点第324号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第319号	松江市美保関町片江カブト鼻東端に設置した標柱	
基点第320号	松江市美保関町片江小黑島北端に設置した標柱	
基点第321号	松江市美保関町片江小黑島南西端に設置した標柱	
基点第322号	松江市美保関町片江蜂巢島西端に設置した標柱	
基点第323号	松江市美保関町片江蜂巢島南端に設置した標柱	
基点第324号	松江市美保関町片江、菅浦界に設置した標柱	
ア	基点第320号と松江市美保関町片江殿島西端を結んだ線と基点第319号から340度の方向との交点	

(2) 地元地区

松江市美保関町片江

◎公示番号 区第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町菅浦地先

(7) 漁場の区域

次の基点第325号、基点第326号、基点第327号、ア、イ及び基点第325号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第6号	松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱
基点第325号	松江市美保関町菅浦鳴谷鼻に設置した標柱
基点第326号	松江市美保関町菅浦木島北端に設置した標柱
基点第327号	松江市美保関町菅浦鞍島北端に設置した標柱
基点第328号	松江市美保関町北浦卷ヶ鼻東端に設置した標柱
ア	基点第6号から7度350メートルの点
イ	基点第325号と基点第328号を結んだ線と基点第6号から7度の方向との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町菅浦

◎公示番号 区第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町北浦地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第328号	松江市美保関町北浦卷ヶ鼻東端に設置した標柱
ア	基点第328号から80度180メートルの点
イ	アから240度200メートルの点
ウ	イから149度305メートルの点
エ	アから168度320メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町北浦

◎公示番号 区第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町北浦地先

(7) 漁場の区域

次の基点第329号、ア、イ、ウ及び基点第329号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第329号 松江市美保関町北浦奈倉鼻に設置した標柱

ア 基点第329号から0度600メートルの点

イ アから265度600メートルの点

ウ 基点第329号から265度600メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町北浦

◎公示番号 区第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町千酌地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第330号 松江市美保関町千酌、千酌港沖防波堤先端に設置した標柱

ア 基点第330号から53度500メートルの点

イ アから53度250メートルの点

ウ イから312度850メートルの点

エ アから312度850メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町千酌

◎公示番号 区第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第331号、ア、イ、基点第332号及び基点第333号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第331号 松江市美保関町笠浦カモガワキに設置した標柱

基点第332号 松江市美保関町笠浦サザエ島西端に設置した標柱

基点第333号 松江市美保関町笠浦池尻に設置した標柱

ア 基点第331号から0度450メートルの点

イ 基点第332号から0度300メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

◎公示番号 区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野井地先

(5) 漁場の区域

次の基点第334号、ア、イ、ウ及び基点第334号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第334号 松江市島根町野井箱島東端に設置した標柱

ア 基点第334号から39度150メートルの点

イ アから129度300メートルの点

ウ 基点第334号から129度300メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

◎公示番号 区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野波築島地先

(5) 漁場の区域

次の基点第335号、ア、イ、ウ及び基点第335号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第335号 松江市島根町野波築島馬倉に設置した標柱

ア 基点第335号から357度300メートルの点

イ アから267度250メートルの点

ウ 基点第335号から267度250メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野波字瀬崎

◎公示番号 区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野波字瀬崎地先

(5) 漁場の区域

次の基点第336号、ア、イ、ウ及び基点第336号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第336号 松江市島根町野波恋取に設置した標柱

ア 基点第336号から344度250メートルの点

イ アから254度150メートルの点

ウ 基点第336号から254度300メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野波字瀬崎

◎公示番号 区第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町多古鼻地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第338号 松江市島根町多古ミョウタン鼻に設置した標柱

ア 基点第338号から223度140メートルの点

イ アから177度200メートルの点

ウ イから88度310メートルの点

エ アから88度310メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町多古字多古

◎公示番号 区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀向山地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第342号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第342号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第342号 松江市島根町加賀滝が下に設置した標柱

基点第343号 松江市島根町加賀ハナグリに設置標柱

基点第344号 松江市島根町加賀水谷に設置した標柱

基点第345号 松江市島根町加賀見島に設置した標柱

ア 基点第343号から207度70メートルの点

イ 基点第344号から305度120メートルの点

ウ 基点第345号から305度100メートルの点

エ 基点第343号から207度220メートルの点

オ 基点第342号から201度150メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町加賀

◎公示番号 区第19号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町大芦地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第351号 松江市島根町大芦松ヶ鼻西側突端に設置した標柱

ア 基点第351号から254度60メートルの点

イ アから254度100メートルの点

ウ イから159度200メートルの点

エ アから159度200メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町大芦

◎公示番号 区第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市鹿島町片匂宮崎鼻地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第355号 松江市鹿島町片匂宮崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第355号から4度300メートルの点

イ アから2度300メートルの点

ウ イから273度600メートルの点

エ アから273度600メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町片匂

◎公示番号 区第21号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市鹿島町片匂黒崎湾地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第355号 松江市鹿島町片匂宮崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第355号から246度150メートルの点

イ 基点第355号から246度280メートルの点

ウ イから156度285メートルの点

エ アから156度285メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町片匂

◎公示番号 区第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市鹿島町片匂、手結界地先倉内湾

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第356号 松江市鹿島町片匂ナズナ鼻西端に設置した標柱

基点第357号 松江市鹿島町片匂、手結界に設置した標柱

ア 基点第356号から152度160メートルの点

イ 基点第356号から191度200メートルの点

ウ 基点第357号から62度30分135メートルの点

エ 基点第357号から62度30分265メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町片匂

◎公示番号 区第23号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市河下町地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第362号 出雲市河下町灘平494番地1に設置した標柱

基点第363号 出雲市猪目町平島西端に設置した標柱

ア 基点第362号から0度200メートルの点

イ 基点第362号から0度700メートルの点

ウ 基点第363号から0度650メートルの点

エ 基点第363号から0度150メートルの点

(2) 地元地区

出雲市小津町及び河下町

◎公示番号 区第24号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市大社町鷺浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第364号と基点第365号を結んだ線及び基点第366号、基点第367号及び基点第368号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第364号 出雲市大社町鷺浦亦島西端に設置した標柱

基点第365号 出雲市大社町鷺浦長島東端に設置した標柱

基点第366号 出雲市大社町鷺浦長島西端

基点第367号 出雲市大社町鷺浦柏島の小島南端に設置した標柱

基点第368号 出雲市大社町鷺浦日和山鼻西端に設置した標柱

(2) 地元地区

出雲市大社町鷺浦

◎公示番号 区第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市大社町宇竜地先

(7) 漁場の区域

次の基点第369号と基点第370号を結んだ線及び基点第371号とアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第369号 出雲市大社町宇竜舟磯の沖鼻南端に設置した標柱

基点第370号 出雲市大社町宇竜カジマ島北端に設置した標柱

基点第371号 出雲市大社町宇竜カジマ島東端に設置した標柱

ア 基点第371号から129度の方向と対岸との交点

(2) 地元地区

出雲市大社町宇竜

◎公示番号 区第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市大社町日御碕中山地先

(7) 漁場の区域

次の基点第372号とア及び基点第373号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第372号 出雲市大社町日御碕追石鼻南端に設置した標柱

基点第373号 出雲市大社町日御碕帆掛鼻突端に設置した標柱

ア 基点第373号から210度520メートルの点

(2) 地元地区

出雲市大社町日御碕中山

◎公示番号 区第27号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市大社町日御碕二俣地先

(5) 漁場の区域

次の基点第373号、ア、イ及び基点第374号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第373号	出雲市大社町日御碕帆掛鼻突端に設置した標柱
基点第374号	出雲市大社町日御碕、杵築北界雲見鼻西端に設置した標柱
ア	基点第373号から210度520メートルの点
イ	基点第374号から210度460メートルの点

(2) 地元地区

出雲市大社町杵築北及び杵築西

◎公示番号 区第28号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市大社町鷺浦地先

(5) 漁場の区域

次の基点第389号及び基点第390号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第389号	出雲市大社町鷺浦立山北端に設置した標柱
基点第390号	出雲市大社町鷺浦モチグラ鼻に設置した標柱

(2) 地元地区

出雲市大社町鷺浦

◎公示番号 区第29号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 漁場の位置

出雲市大社町鷺浦地先

(5) 漁場の区域

次の基点第391号、基点第392号及び基点第393号を順次に結んだ線、基点第394号及び基点395号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第391号	出雲市大社町鷺浦深袋の大ビラに設置した標柱
基点第392号	出雲市大社町鷺浦コエドリ東端に設置した標柱
基点第393号	出雲市大社町鷺浦西黒島北端に設置した標柱
基点第394号	出雲市大社町鷺浦西黒島南端に設置した標柱
基点第395号	出雲市大社町鷺浦三味セン鼻に設置した標柱

(2) 地元地区

出雲市大社町鷺浦

◎公示番号 区第31号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市十六島町地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第398号 出雲市十六島町崎山地先小島東端に設置した標柱

基点第399号 出雲市十六島町西島西端に設置した標柱

ア 基点第398号から204度50メートルの点

イ 基点第398号から204度150メートルの点

ウ 基点第399号から204度150メートルの点

エ 基点第399号から204度50メートルの点

(2) 地元地区

出雲市十六島町

◎公示番号 区第32号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第400号 松江市美保関町笠浦、笠浦沖防波堤に設置した標柱

ア 基点第400号から94度50メートルの点

イ 基点第400号から144度230メートルの点

ウ イから90度300メートルの点

エ アから94度350メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

◎公示番号 区第71号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

益田市喜阿弥町地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第501号 益田市喜阿弥町通称つまが瀬突端に設置した標柱

ア 基点第501号から350度1,550メートルの点

イ 基点第501号から321度2,000メートルの点

ウ イから1度400メートルの点

エ アから1度400メートルの点

(2) 地元地区

益田市喜阿弥町

◎公示番号 区第201号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いたやがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第318号、基点第314号、基点第315号、基点第316号及び基点第317号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第314号 松江市美保関町片江シャクリ島に設置した標柱

基点第315号 松江市美保関町片江中島東端に設置した標柱

基点第316号 松江市美保関町片江中島南端に設置した標柱

基点第317号 松江市美保関町片江大崎通称赤島南端に設置した標柱

基点第318号 松江市美保関町片江大崎東端に設置した標柱

(2) 地元地区

松江市美保関町片江

◎公示番号 区第202号

(1) 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いたやがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

(ウ) 漁場の区域

次の基点第377号、ア、イ、基点第378号及び基点第377号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第377号 松江市美保関町笠浦近道路の鼻に設置した標柱

基点第378号 松江市美保関町笠浦仙田島北端に設置した標柱

ア 基点第377号から1度100メートルの点

イ 基点第378号から1度100メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

◎公示番号 区第203号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき、あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野井地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第379号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱

ア 基点第379号から202度50メートルの点

イ アから292度50メートルの点

ウ エから292度50メートルの点

エ 基点第379号から202度250メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

◎公示番号 区第204号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき、あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野波築島地先

(7) 漁場の区域

次の基点第380号、ア、イ、ウ及び基点第380号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第380号 松江市島根町野波築島二子島に設置した標柱

ア 基点第380号から357度180メートルの点

イ アから267度130メートルの点

ウ イから177度180メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野波

◎公示番号 区第205号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町多古島地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第339号 松江市島根町多古多古島南端に設置した標柱

ア 基点第339号から128度210メートルの点

イ 基点第339号から240度180メートルの点

ウ イから189度140メートルの点

エ アから189度140メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町多古字多古

◎公示番号 区第207号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町大芦越鳥鼻地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第386号 松江市島根町大芦越鳥鼻東端

ア 基点第386号から10度240メートルの点

イ アから68度300メートルの点

ウ イから338度150メートルの点

エ アから338度150メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町大芦

◎公示番号 区第208号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき、あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町野井地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第379号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱

点甲 基点第379号から202度50メートルの点

点乙 基点第379号から202度250メートルの点

ア 点甲から292度50メートルの点

イ 点乙から292度50メートルの点

ウ イから292度400メートルの点

エ アから292度400メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

◎公示番号 区第209号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第400号 松江市美保関町笠浦、笠浦沖防波堤に設置した標柱

ア 基点第400号から94度50メートルの点

イ 基点第400号から144度230メートルの点

ウ イから90度300メートルの点

エ アから94度350メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

◎公示番号 区第301号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	たい小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町加賀地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第387号 松江市島根町加賀、加賀漁港沖防波堤南側基部に設置した標柱

ア 基点第387号から125度60メートルの点

イ アから161度100メートルの点

ウ イから70度90メートルの点

エ アから70度90メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町加賀

◎公示番号 区第302号

(1) 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ぶり、たい小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置

松江市島根町大芦地先

(7) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第388号 松江市島根町大芦、大芦漁港浜防砂堤突端に設置した標柱

ア 基点第388号から25度140メートルの点

イ アから8度100メートルの点

ウ イから287度185メートルの点

エ アから287度185メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町大芦

2 免許の予定日及び申請期間

- (1) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日
- (2) 申請期間 平成25年 5 月 1 日から同年 7 月12日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

2 制限又は条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮させなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置させなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。